



国海安第 41 号
平成 23 年 5 月 18 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 様

国土交通省
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮
発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令の制定について
(通知)

標記につきまして、下記の省令が、平成 23 年 5 月 19 日付け公布される予定となってお
りますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取りはからい頂きますようお願い申し上げます。

記

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮
発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通省令
第 42 号）

以上



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の
検査等に関する規則の一部を改正する省令案について

平成23年5月
国土交通省
海事局安全基準課

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）の施行に伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）を段階的に改正したところである。

昨年7月の改正により、原油の輸送の用に供するタンカーに備え置く揮発性物質放出防止措置手引書に対する船舶検査の要件に係る規定を、昨年12月の改正により、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数150トン以上のタンカーに備え置く船舶間貨物油積替作業手引書に対する船舶検査の要件に係る規定をそれぞれ整備した。

これら手引書を新たに作成し、船舶に備え置く等の場合にあっては、原則として定期的検査の時期に船舶検査を受けることとしているが、これに加え、船舶の用途の変更その他の事由により、定期的検査の時期以外の時期であっても、現存船においてこれら手引書のみを対象とした船舶検査の受検を可能とする等、関連規定を整理し、円滑な船舶検査制度の運用を図ることとする。

2. 改正の概要

（1）手引書に係る臨時検査受検の実施

海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶において、揮発性物質放出防止措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書を新たに作成し、船舶内に備え置く場合等に、これら手引書に係る臨時検査を受けることができることを明確にするため、関連規定を追加する。

（2）国際大気汚染防止（IAPP）証書の様式

「硫黄酸化物(SO_x)及び粒子状物質（第14規則）」の一部を修正する。

3. スケジュール

公 布：平成23年5月19日

施 行：公布の日（ただし、2.(2)については平成24年2月1日）